

監 査 第 30 号

令和 7 年 8 月 27 日

鹿児島県知事 塩 田 康 一 殿

鹿児島県監査委員 松 蘭 英 昭

同 大 蘭 豊

同 小 園 しげよし

同 ふくし山 ノブスケ

令和 6 年度内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により令和7年8月5日付け人第60号で審査に付された令和6年度内部統制に関する評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年度内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和6年度内部統制に関する評価報告書

2 審査の着眼点

鹿児島県知事（以下「知事」という。）が作成した地方自治法第150条第4項の規定による令和6年度内部統制に関する評価報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

3 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、鹿児島県監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果にかかる記載は相当である。

5 備考

今年度の定期監査の中で、令和6年度の内部統制の運用状況に関する監査を行い、全庁的に共通する事務に係るリスク対応策の標準化等が進んでいるものの、選定したリスクとリスク対応策を一部の職員にしか周知していない所属やリスク発現を評価部局等へ報告していない事例などが見受けられた。

また、知事から報告を受けた支出負担行為等の遅延などのほかに、設計書の積算誤りによる入札の中止・やり直し、個人情報漏えい等のリスクの発現を確認したところである。

これらを踏まえると、今後とも、選定したリスクとリスク対応策の職員への十分な周知、リスク対応策の確実な実施、定期的なモニタリングの結果等を踏まえたリスク対応策の見直し・充実を図るPDCAの取組を着実に推進し、制度のより効果的な運用に取り組むことが必要である。